

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

葛城市長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金関係事務	
②事務の概要	<p>国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項の理念に基づき、老齢、障がいまたは死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的(国民年金法第1条)とし、そのための必要な給付を行う(同法第2条)制度である。</p> <p>国民年金の事業は国が管掌している(同法第3条)ので、年金給付をはじめ積み立金の運用等一切については、国が責任をもって運営する責務があるが、国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので適用(加入・喪失)関係、給付関係等事務の一部は市町村長に委任されている。</p> <p>市町村が行っている事務は、国民年金第1号被保険者の加入・喪失の届出、任意加入の申出、保険料の免除申請、学生納付特例申請、給付申請、老齢福祉年金や特別障害給付金の諸届出等々を受理し報告する事務並びに年金相談事務などである。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①各種申請書受理時の申請者の本人確認及び個人番号の真正性確認に利用する。 ②上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定のより情報の提供を行うために使用する。</p>	
③システムの名称	国民年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
被保険者台帳ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。) 第9条第1項、第19条第1号及び第2号、別表46の項、別表116の項</p> <p>番号法別表46の項116の項の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条の2、第59条</p>	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	—	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部総合窓口課	
②所属長の役職名	市民生活部総合窓口課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		

請求先	葛城市役所 総務部 総務課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市役所 市民生活部 総合窓口課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p>

3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	----------	---------------------------------------------------

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在せる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じているのでリスクへの対策は十分であると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の入手に関する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の際には個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の誤入手を防止している。 ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムにおける措置:データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。 ・複数人による二重チェックを実施している。 ③不正な使用を防止する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から個人番号を入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ④特定個人情報の使用に関する対策 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。 ・府内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要的情報にはアクセスできないようにしている。 ⑤ユーザ認証の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムにおける措置:二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。 <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱い権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。
9. 監査		
実施の有無	[自己点検] [O] 内部監査 [外部監査]	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策		<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: center;">[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>■葛城市における措置</p> <p>①物理的 安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部進入防止:外周警備(赤外線センサー), 24時間有人監視、監視カメラ ・入退館管理:ICカード認証 ・持込・持出防止:金属探知機、DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された府内ネットワーク <p>③移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的 安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月5日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条、番号法第19条第1号及び第2号、番号法別表第1の31の項 番号法別表第1の31の項の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行つため。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)(平成29年6月2日法律第50号施行時点) 第9条第1項、第19条第1号及び第2号、別表第1の31の項 番号法別表第1の31の項の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行つため。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成20年9月10日内閣府・総務省令第5号)(平成29年7月14日内閣府・総務省令第5号施行時点) 第24条の2	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
平成30年1月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における 担当部署	市民生活部 市民窓口課長	市民生活部 市民窓口課 吉川 正人	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
平成30年1月5日	II-1しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成26年12月30日時点	平成30年1月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
平成30年1月5日	II-2しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成26年12月30日時点	平成30年1月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
平成30年11月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属員の役職名	市民生活部 市民窓口課 吉川 正人	市民生活部市民窓口課長	事後	評価書の様式改正による
平成30年11月1日	II-1しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成30年1月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
平成30年11月1日	II-2しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成30年1月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和1年7月1日	II-1しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	平成30年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和1年7月1日	II-2しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計測か	平成30年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和1年7月1日	IV-リスク対策追加				評価書の様式変更による。
令和2年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行つため。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)(平成29年6月2日法律第50号施行時点) 第9条第1項、第19条第1号及び第2号、別表第1の31の項 番号法別表第1の31の項の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行つため。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(平成29年7月14日内閣府・総務省令第5号施行時点) 第24条の2	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更	
令和2年10月1日	II-1しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和2年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年10月1日	II-2しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和2年6月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年10月1日	IV-リスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続	十分である	接続しない	事後	
令和2年7月1日	I-1.3個人番号の利用	省略	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下、「番号法」という。)(平成29年6月2日法律第50号施行時点) 第9条第1項、第19条第1号及び第2号、別表46の項 番号法別表46の項116の項の上欄(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行つため。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(平成29年7月14日内閣府・総務省令第5号) 第24条の2、第59条	事後	法改正対応
令和2年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における 担当部署 ①部署	市民生活部市民窓口課	市民生活部総合窓口課	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民生活部市民窓口課長	市民生活部総合窓口課長	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年7月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・ 利 用停止請求 請求先	葛城市役所 総務部 総務財政課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年7月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取 扱 いに関する問合せ 連絡先	葛城市役所 市民生活部 市民窓口課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001	葛城市役所 市民生活部 総合窓口課 住所:奈良県葛城市柿本166番地 電話:0745-69-3001	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年7月1日	II-1しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和2年9月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年7月1日	II-2しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和2年9月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	事前の提出・公表が義務付けられていない事項の変更
令和2年7月1日	IV-8 人手を介在させる作業		判断の根拠	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠	事後	様式変更による追加